

自動車運転者の労働時間・改善基準告示の解説

はじめに

バス・ハイタク(タクシー・ハイヤー)・トラックなどの運転業務に従事する人たちの労働時間は、1988年(平成元年)厚生労働省(当時は労働省)告示により、安全運行などの視点から労働時間に一定の規制が設けられました。

その後、法定労働時間の短縮に伴い、中央労働基準審議会(自動車運転者労働時間問題小委員会)で、改正が検討され、これ以降、1997年(平成9年)に現在の「改善基準告示」が定められました。

「改善基準告示」の主なポイントは、労働時間の中での拘束時間、運転時間や労働を離れての休息期間、休日などに定めを示し、労働時間等の労働条件の改善を図るためのものとされています。また「改善基準告示」を理由に自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない、とされています。

この基準が運転業務に従事する人たち(主にバス・タクシー・トラック運転者)の安全運行と労働条件の改善に役立てられることを期待し、コンプライアンス(法令遵守)の視点からも参考にいただければ幸いです。

以下、改善基準関係資料:厚生労働省